

## ☆「叩き台」の作成根拠、着想等

北沢 栄

「 」内は議事録より引用

### \* 国立病院機構

- ・ 国立病院機構が提出した参考資料「非公務員化のメリット」によると—
- 1. 民間との人事交流や兼業・派遣の拡大が可能となり、これらにより地域全体の医療サービスの向上に寄与。
- 2. 常勤役員の有期雇用が可能となり、病院のマンパワーが強化され患者サービスの向上に寄与。
- 3. 職員の一層の意識改革を進め、より民間の感覚に近いサービスの提供を実施

→ つまり公務員だと、国家公務員法が適用されるため、兼業ができず、常勤雇用なので、新規の仕事向けなどに柔軟な有期雇用ができない。

- ・ 民営化 — (北沢)「更に、もっと自由にやりたいとおっしゃいましたね。自由度を高めたいということですね。独法というのはまだ非常に規制がある。ですから、自由度を高めたいと考えていいわけですか。」

理事長(国立病院機構)「医療事業に則さない。独法というのは大体は運営費交付金が収入で、それで活動しているんです。我々は自己収入で事業を展開するので、ともかく独法による医療事業に非常に逆行するような規制、これを何とかしていただきたいということです。」

(北沢)「これはまた後ほど聞きますけれども、そうしますと民営化をやればいいじゃないかという議論が出てくるかと思うんですが、その辺はいかがですか。」

理事長「全部民営化か、あるいは一部民営化かという形になるかと思いますが。」

- ・ ネットワーク — (理事長)「私は、国立病院機構のそもそもの価値は全国統一のネットワークにあるのではないかと考えております。これは、経営的に申しますと、黒字病院と赤字病院の間で健全な内部扶助が行われているために、税金にほとんど頼らない自立自存の経営につながっていることがあります。」

## ・ 労働者健康福祉機構

- ・ 国立病院との連携 — 理事(労働者健康福祉機構)「国立病院機構の国立病院との連携でございますが、現在も我が方でいろいろ検討しているわけでございますが、1つの条件を設けてその連携状況等について検討したところでございますが、まずは病院間の距離が4キロ以内、または同一医療圏内、その条件を満たすのが7病院ございます。これらの病院を調べますと、実際には高額医療機器の共同利用、あるいは専門分野のない病院から専門分野のある病院への患者紹介、更には医師の応援とか、そういった連携をしているところでございます。」
- ・ ネットワーク — 労働基準局長(労働基準局)「私どものこの労災病院の政策的な意味というのは、一番中心的には、労災補償制度というのは一般の病院と違うような疾病がございます。アスベストの疾患ですとか、じん肺ですとか、こういったものは普通の病院ではその予防方法や診断方法、治療についてなかなか開発ができないだろうということで、この部分に交付金も出しまして、臨床現場を通じて労災病院のネットワークを使って政策的医療のこういった知見を確立していただく。それが一番、肝になる部分だろうと思っています。」
- ・ ノウハウ — 労働基準局長(労働基準局)「ただ、中には非常に重篤な産業中毒ですとか、さっき言ったような13疾病に属するようなものが出てまいりますと、これはもちろん労災病院で蓄積しているいろいろな知見を広く均てん化するようにやっていますからできる病院もありますけれども、最後の頼みと言いますか、そういうことになりますと、アスベストの例のように岡山の労災病院とか、労災病院にはいろいろ知見が集積していますので、そこに行く。」
- ・ 実態 — 労働基準局長「病院の実態として言えば、さっきから出ていますように非労災の方の方が圧倒的に多いわけで、そういうことで収入を得ながら労災の病院の経営を維持して、その中で今、申し上げたような政策的な医療の部分を支えると言いますか、そういう構造になっている・・・」
- ・ 米国では労災病院は存在しない → 一般の民営、公営の病院で治療を行う(じん肺診療は連邦政府負担)  
ドイツでは職業病専門病院が2施設
- ・ 国立病院機構でことし4月に指定看護師の育成に向け専門学校を開設したが、労災看護専門学校をこちらに移管するのも選択肢の1つ
- ・ 労災の疾病発生件数は1980年当時の1万件以上に対し半分以下の5000件程度、ただしアスベストやメンタルヘルスは増えている状況

## \* 労働政策研究・研修機構(JILPT)

- 1990年代後半から始まった非正規雇用拡大を柱とする雇用状況の一大変化により、若者の雇用の不安定化、格差問題の深刻化が進むが、これに対し労働政策の面から十分なリスポンスがなされたとは言い難い → 労働政策の貧困が、こうした問題を招いた一因となったことは否定できず、労働政策の基盤を成す研究機能の抜本的な改革が求められる → この一環として、研究のコア機能を独法から本省に移し、本省の本来的機能を強化すべき、との選択肢も考えられる(注1)

(注1) 厚生労働省にあって労働政策は、社会保障政策と並ぶ重要な柱だが、これまで各局単位で研究・立案され、実施に移されてきた経緯がある。その主な主体は労働基準局と職業安定局であり、縦割り行政から各部局の業務に限定された政策立案が行われる傾向にあった。これが、非正規雇用・格差問題のような構造的変化への対応を遅らせた要因とみられる。

各局ごとの政策立案に対し、政策統括官(局長級)が配下に参事官(課長級)3人を擁し、調整・統合する任を担う。しかし、このような縦割り型の不十分な総合機能では、深刻な社会的広がりを持つ構造問題に即応する調査研究・政策立案は、困難と言わざるを得ない。

- 非正規問題の対応 — (理事(独)労働政策研究・研修機構)「先生御指摘のとおり、10年ぐらいずっと非正規の問題については、どんどん問題が拡大しております。私ども、実は、95年以降、この問題は非常に重要な問題ということで、当時は、働き方の多様化といいますか、あるいは就業形態の多様化といいますか、そういうテーマ、それが政策に対してどのような影響を持つのかみたいな観点ですけれども、私どもずっと毎年そういう分野についての調査・研究を実施してきております。それは、パートの問題、それから、派遣の問題、最近では、契約労働者の問題等々ございますけれども、ただ、先生に申し上げたいのは、私どもの研究所は、現場の正確な実態把握を丹念な調査に基づいてやりまして、そのデータを分析し、政策提言を付して厚労省に提供するという、そういうやり方からしますと、・・・」「その積み重ねが、若年者の雇用対策などに非常に有効に貢献していると思います。ただ、大きな固まりで、こういうことをしてはいけない、こういうことをしてきたということとはできないという・・・。」

- 事業再構築で活用すべき人材ベース — 労働基準局、職業安定局の職員数  
(本省) 労働基準局 318人(労災や安全衛生等の職員も含む)  
職業安定局 234人  
(出先) 労働基準監督署 4,893人  
公共職業安定所 11,861人  
(2010年度末定員数)
- (労働大学校) 計 18 教室の平均稼働率 65%程度 → 現地視察した 11 月 9 日  
当時、活用は 2 コース(3 教室)のみ → 低稼働率

### ●各府省の研修機関

共有化、統合を検討すべき研修所等

省庁名	研修機関名(主なもの)
人事院	公務員研修所
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所、警察大学校
総務省	自治大学校、消防大学校、統計研修所、情報通信政策研究所研修部
法務省	法務総合研究所研修部、矯正研修所、公安調査庁研修所
外務省	外務省研修所
財務省	財務総合政策研究所研修部、税関研修所、税務大学校
文部科学省	(独)教員研修センター
農林水産省	農林水産研修所、森林技術総合研修所
経済産業省	経済産業研修所、(独)工業所有権情報・研修館
国土交通省	国土交通大学校、航空保安大学校
環境省	環境調査研修所

## \* 国立健康・栄養研究所

- ・ 医薬基盤研究所との統合 — (技術総括審議官)「薬と、それから、例えば病院の患者さんでも、食事はしながら薬も飲むわけでございますので、食事と薬の相互作用というのでしょうか、そういうことも含めて、これからそういうふうな分野はまだやってない分野なので、いろいろな意味で可能性があるのではないだろうかということは、ちょうど統合のメリットの議論では出ていました。」

## \* 医薬基盤研究所

- ・ 国立健康・栄養研究所との統合 — (技術総括審議官)「国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合については、シナジー効果ということが検討されていまして、基本的には人の場合、口から入れる医薬品があるわけです。国立健康・栄養研究所の場合には、普通の健康食品も含めて食品という観点ですので、口から入る医薬品と食物とのいろんな相互作用。同じ糖尿病の予備軍の人たち、患者さんに対して、例えば患者になった人たちが飲む医薬品と、重症化していく中の食品との関係とか、そういう研究という今までやられていないようなものがこれからできてるのではないだろうかということについてのシナジー効果というのはあるのではないかと考えられております。」

## \* 中央労働災害防止協会

- ・ 旧認可法人でその後、民間法人 → 特別民間法人へと衣替えしたが、この変遷についてホームページに記載なし。典型的な不透明型天下りの受け皿
- ・ 活動内容に独自性が乏しく、労災保険財源をムダ遣いの批判も(労働保険特別会計から支出 36.6 億円、2010 年度予算)
- ・ 行政刷新会議の事業仕分け第2弾(2010 年 5 月)では同法人の2事業「労働者の健康づくり対策支援業務」「安全衛生情報提供・相談等業務」とも「廃止」と評決された
- ・ 不透明な法人形態 — 特別民間法人の定義 → 「特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるもの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)」 出所：総務省
- ・ コンプライアンス違反 → 2006 年に東京国税局の税務調査が入り、厚労省の委託費、補助金の不正支出が指摘される
- ・ 民営化の可能性 — (理事長)「うちの収益事業の柱は出版なんです。出版につきましても、民間出版会社と比べると遅れたオペレーションをやっているわけです。そこで民間出版会社の人をアドバイザーに入れて、あなたたちのこれについてはこんなに無駄があるということを今徹底的に指摘されて、直す努力をやっておりますので、出版不況の中でもうちは随分甘い経営をやっていたなという感じがします。その経費節減でも相当出版での収益率が上がると思っております。」

以上